

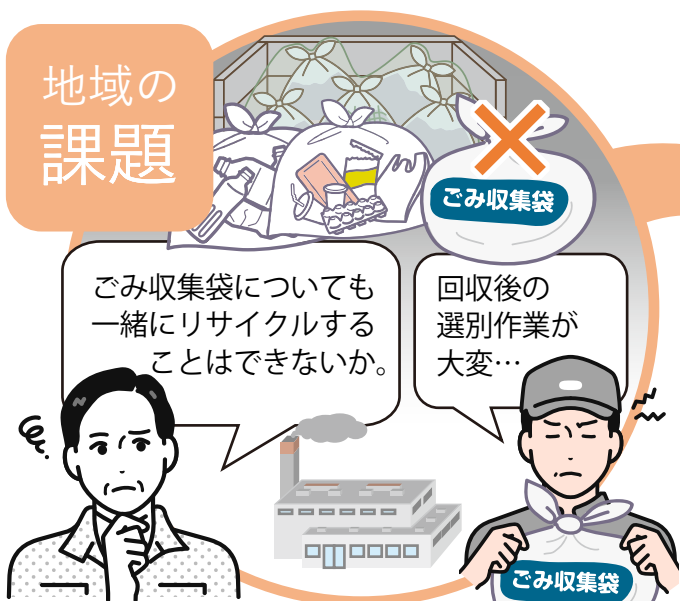
プラスチック資源
循環促進法
成立

プラスチック使用製品（ハンガーやバケツなど）も再商品化の対象とする仕組みが設けられました

Point!

- ✓ 従前は、容器包装リサイクル法に基づき容器包装プラスチックは資源回収の対象、その他のプラスチック製品（いわゆる「製品プラ」）は可燃ごみ・不燃ごみとして処理されることが一般的であった。
- ✓ 製品プラも含めたプラスチック資源の一括回収が可能となり、リサイクルの推進や住民による排出時の分別の簡素化等にも繋がっている。

地域の課題



自治体の提案

リサイクル量の増加や選別事業の効率化に繋がるため、

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等の**見直し**を提案

プラスチック資源循環戦略の推進、循環型社会の実現に向けて提案しよう。

提案の成果



提案の成果

回収時の分別等の手間の削減
リサイクル・資源化の推進

住民サービスの向上

提案実現後の状況

今後の活用への期待 | 事例紹介

●拠点回収を活用した地域内資源循環の実現（栃木県那須塩原市）

那須塩原市では、令和4年度、地域のコミュニティを活かし、拠点回収と地域事業・活動等とを連携させることで、プラスチック類の回収・リサイクルに対する住民の意識を向上させるとともに、リサイクルや再生製品利用先については近隣事業者を中心とした地域内資源循環の仕組みを検証しながら、さらなる脱炭素化社会、循環型社会の形成推進を目指すための実証を行った。

実証に当たっては、環境省の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」の採択を受けて、市内約6千世帯を対象に実施している。

実施期間	令和4年10月25日から11月末まで
実施場所	厚崎公民館の談話室に回収拠点「エコナステーション」を設置
対象地区	厚崎公民館区（対象世帯：6047世帯） ※令和4年5月1日時点
回収対象	1. 製品プラスチック 2. 容器包装プラスチック ※1、2を分けて回収（白色トレイ・白色発砲スチロール、ペットボトルを除く）
周知方法	○令和4年10月18日 市長記者会見 ○令和4年10月20日 地域内で回覧板による周知 ※その他、市のホームページへの掲載、厚崎公民館 SNS への掲載、新聞への掲載 等



▲拠点回収の周知用チラシ。地域の特性を活かし回覧板を活用。その他クチコミでの情報が広まり、日を追うごとに回収量が増加した。



▲回収拠点設置の様子。新たにブランドロゴを作成し、おしゃれな回収拠点とすることで、回収率・回収頻度の向上を図った。

【報告書】 <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/material/files/group/14/plajissyoukekkasyousai.pdf>

< 提案団体 >

豊田市

関係者の声



自治体職員

市内の公民館で製品プラスチックの拠点回収を行っています。拠点を利用する市民はリサイクル意識が高く、毎回きれいなプラスチックを回収できています。



利用者

これまで粗大ごみとして出していた大型の製品プラスチックを近所の公民館へ無料で出せるのはありがたいです。収集時間を気にしなくていい点も便利です。